明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三九）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（四〇）　四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四一）　四
〔省　令〕
○旅券法施行規則の一部を改正する省令（外務一）　四
〔告　示〕
○市の境界変更の件（総務六二）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務三六）　五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（同三七）　六
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産四五五）　七
○出願公表後に名称変更がなされた件（同四五六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二六七～二七一）　八
○都市計画に関する件（関東地方整備局一一二）　九
○道路に関する件（北陸地方整備局二五）　九
○都市計画に関する件（北海道開発局二九～三五）　九
〔国会事項〕
○　一〇
〔人事異動〕
内閣　一〇
〔叙位・叙勲〕
○　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　一一
法　務
公証人任免（法務省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁　一二
財団、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係　一三
裁判所　一三
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三九号）（厚生労働省）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六三号。以下「改正法」という。）の施行期日は令和二年九月一日とし、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年八月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年一二月一日とすることとした。ただし、改正法第四条等の規定の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第四〇号）（厚生労働省）

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令等の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令、国立大学法人法施行令、地方独立行政法人法施行令、独立行政法人国立病院機構法施行令、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令、独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令、特定複合観光施設区